

庁名 松山地方裁判所管内の簡易裁判所
郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料							予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考	
		郵便切手の場合									
		500円	300円	110円	50円	20円	10円	合計額			
民事訴訟	通常訴訟	10		10	4	4	4	6420円	6000円	郵便切手は、原告1・被告1の場合の額。被告が1名増すごとに3900円分(500円6枚、110円6枚、50円3枚、20円3枚、10円3枚)を追加する。被告4名以上の場合はお問い合わせください。	
	少額訴訟	10		10	4	4	4	6420円	上記と同じ	上記と同じ	
民事調停	一般調停等			5	2			3	680円	680円	相手方が1名増すごとに680円分追加する。郵便切手の場合の内訳は左記のとおり。
	特定調停			4					440円	440円	相手方が1名増すごとに680円分追加する。郵便切手の場合の内訳は左記のとおり。
支払督促	支払督促	2		3				1330円	8000円	郵便切手は、債務者が1名の場合の額。債務者が1名増すごとに、500円2枚、110円2枚を追加する。	
その他	公示催告		2	5	2			1250円	1250円	その他、官報公告料が必要。	